

「食の安全安心推進基本計画（第5期）」の中間案について

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の背景

平成 8 年：腸管出血性大腸菌0157による大規模食中毒
平成12年：汚染脱脂粉乳等による集団食中毒
平成13年：牛海綿状脳症発生
平成14年：輸入野菜における農薬残留、無登録農薬販売
平成14年：韓国産輸入生かきが県産生かきに混入



平成16年：みやぎ食の安全安心推進条例制定
平成16年：食の安全安心確保に関する基本計画（第1期）策定

2 基本的事項

(1) 基本計画の目的

- 食品の安全性及び信頼性の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進

(2) 基本計画の位置付け

- 「みやぎ食の安全安心推進条例」第6条第1項の規定に基づき県が策定
- 県の各種計画における食の安全安心確保に関する施策を、総合的に集約

主な関連計画名	所管部局
みやぎ食と農の県民条例基本計画	農政部
水産業の振興に関する基本的な計画	水産林政部
みやぎ森と緑の県民条例基本計画	水産林政部
宮城県食品衛生監視指導計画	環境生活部
放射性物質検査計画	農政部 他
宮城県食育推進プラン	保健福祉部

(3) 基本計画策定の方法

- パブリックコメントの実施
- みやぎ食の安全安心推進会議での審議

(4) 計画期間

- 令和8年度～令和12年度（5か年）

第2 施策の大綱

- これまでの基本計画における達成状況や関連する他計画の施策等を踏まえ、「安全」「安心」を明確化し、施策体系を整理

【安全】：科学的知見に基づく食品の安全性

【安心】：安全性を正しく理解した時にもたらされる食品への信頼性

安全の確保

- 一次産業における適切な生産環境の確保
- 食品の適切な製造・流通・消費環境の確保

安心の確保

- 県民参加体制の構築
- 食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備

- 原則的に各施策は、その施策が規定される各種計画に基づいて推進することで、行政事務の効率化の観点との両立

第3 これまでの取組成果と今後の課題 ※（）：推進会議における評価

【安全で安心できる食品の供給の確保】：安全

○生産及び供給体制の確立

○監視指導及び検査の徹底

- 異常を早期発見する体制維持に引き続き取り組んで欲しい。
- 放射性物質検査計画の見直しの時期に差し掛かっていると考える。

【食の安全安心に係る信頼関係の確立】：安心

○情報共有及び相互理解の促進

○県民参加

- 食の安全安心に鋭敏な若い主婦・子育て層を巻き込んで、食の安全安心の確保に引き続き努めて欲しい。

【食の安全安心を支える体制の整備】：協働

○体制整備及び関係機関等との連携強化

○みやぎ食の安全安心推進会議の設置

- 食に関する危機の未然防止も有効に機能しており、食の安全安心への貢献度は高い。

「食の安全安心推進基本計画(第5期)」の中間案について

第4 施策の展開

大分類	中分類	小分類	構成施策数	目標指標	基準値※	目標値※
食の安全の確保	【生産段階】 一次産業における適切な生産環境の確保	【物】 適切な生産資材製造業者の監視・検査	3	・ 農薬販売者立入検査実施率	100%	100%
				・ 家畜用飼料製造者立入検査実施率	100%	100%
				・ 養殖用飼料製造者立入検査実施率	100%	100%
		【人】 適切な生産に向けた生産者の指導	4	・ 農薬使用者立入検査実施率	75%	100%
				・ 畜産物食品規格基準違反率	0%	0%
				・ 貝毒調査実施海域カバー率	100%	100%
				・ 原木きのこの出荷制限解除者数	61名	66名
食の安心の確保	【製造～消費段階】 食品の適切な製造・流通・消費環境の確保	【知】 食の安全性確保に関する知見の蓄積	4	定性	-	-
		【物】 適切な監視指導及び食品検査の実施	4	・ 監視指導実施率	110.6%	100%
				・ 食品検査実施率	95.1%	100%
				・ 食品表示ウォッチャー調査における再指導店舗数	2店舗	0店舗
		【人】 食品事業者による安全性確保に向けた支援	2	・ みやぎ食の安全安心取組宣言登録者数	1,898者	2,500者
	【生産～消費段階】 県民参加体制の構築	【情報収集】 幅広い県民意見収集機会の提供	4	・ 県民アンケートによる情報収集に対する満足度	-	70%
		【情報発信】 食の安全安心に関する情報発信	2	・ 県民アンケートによる情報発信に対する満足度	-	70%
		【知識向上】 消費者等に対する研修会等の実施	3	・ 県民アンケートによる知識向上に対する満足度	-	70%
		【体制整備】 危機管理体制整備と対応マニュアルの整備	3	定性	-	-
	【生産～消費段階】 食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備					

大分類：2／中分類：4／小分類：9／構成施策数：29

※基準年：R5年度末時点
目標値：R12年度末時点

第5 基本計画の推進と関連計画

- ・ 各種計画による施策の進行管理を原則としつつ、総合計画として全体の取りまとめ、情報発信
- ・ 毎年度、施策の自己評価を実施し県ホームページに公開